

第5節 土砂災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、都市整備室、消防本部
------	-----------------------------------

市は、土砂災害を未然に防止するため、関係機関と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、地域住民への周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域）等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

なお、本市にある土砂災害警戒区域等は、資料編に掲載のとおりである。

1 警戒避難体制等

市は、府が指定した土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した地域版ハザードマップの作成及び配布その他必要な措置を講じる。また、警戒区域内に主として要配慮者利用施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

なお、警戒区域ごとの土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項及び警戒区域内にある主として要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法は、資料編に掲載のとおりである。

2 危険区域（箇所）の防災パトロール及び点検の実施

市は、関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施し、当該危険区域（箇所）についての的確に把握する。

3 防災知識の普及等

市及び関係機関は、地域住民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。また、特に土砂災害警戒区域に係る地域については、災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

4 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知

市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努

めるものとする。

第2 土石流危険渓流等対策

1 土石流危険渓流の箇所

土石流危険渓流の被害の生じるおそれがある土石流危険渓流（Ⅰ）とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家（5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を及ぼすものをいう。また、1戸以上5戸未満の人家に被害を及ぼすおそれがあるものを土石流危険渓流（Ⅱ）、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれるものを土石流危険渓流（Ⅲ）（土石流危険渓流に準ずる渓流）という。

本市にある土石流危険渓流は、資料編に掲載のとおりである。

2 土石流危険渓流の把握

- (1) 土石流等、土砂流出による災害を未然に防止し、下流への土砂流出を抑止するため、国土交通大臣は、「砂防指定地」（砂防法第2条）を指定する。
- (2) 府は、砂防指定地において、一定の行為を禁止・制限するとともに、砂防事業を実施する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い渓流において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。
- (3) 市は、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努める。
- (4) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 地すべり対策

1 地すべり危険箇所の把握

(1) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所とは、過去に地すべりが発生、又は地形、地質等により地すべりのおそれがあるとされた箇所である。

市内にある地すべり危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 地すべり防止区域

地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定された区域は、資料編に掲載のとおりである。

2 対策事業の整備等

- (1) 市は、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努める。
- (2) 市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
- (3) 市は、府及び関係機関と連絡を密にして、地すべり防止区域・地すべり危険箇所での地すべり対策事業の実施を推進する。
- (4) 府、地方整備局は地すべり防止区域において、地すべりを助長又は誘発の原因となる行為を禁止・制限するとともに、地すべり対策事業を実施する。

第4 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域

本市の、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された危険区域は資料編に掲載のとおりである。

2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）とは、崩壊するおそれのある急傾斜地（人工斜面を含むすべての急傾斜地）で、高さが5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者利用施設に危険が生じるおそれのある土地の区域をいう。また、前述の地形を有し対象人家が1戸以上5戸未満の土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域を急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）という。

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に掲載のとおりである。

3 対策事業の整備等

- （1）市は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努める。
- （2）市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。
- （3）市は、府及び関係機関と連絡を密にし、急傾斜地崩壊危険箇所での崩壊防止工事の実施を推進する。

第5 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区をいう。

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、住民への周知に努める。

本市にある山地災害危険地区は、資料編に掲載のとおりである。

第6 宅地防災対策

市は、人口増加による丘陵地等における宅地開発に伴い、がけ崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定により、宅地造成工事規制区域を指定し、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。

本市で指定されている宅地造成工事規制区域は、3,998ha（令和2年4月1日現在）である。

また、府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

資料編	○2-26	土石流危険溪流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧
	○2-27	急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧
	○2-28	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧
	○2-29	地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧
	○2-30	山地災害危険地区一覧
	○2-31	土砂災害用語の定義